

新旧対照表

○介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

新	旧
<p>(文書の交付に代えることができる電磁的方法等)</p> <p>第2条 条例第7条第2項(条例第54条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める方法(以下「電磁的方法」という。)は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 (略)</p>	<p>(文書の交付に代えることができる電磁的方法等)</p> <p>第2条 条例第7条第2項(条例第54条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める方法(以下「電磁的方法」という。)は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</u></p> <p>2 (略)</p>